

# 教育民生委員会記録

開会年月日	令和2年12月18日
開会時刻	午前9時58分
閉会時刻	午前11時28分
出席委員名	◎吉井詩子    ○久保 真    中村 功    上村和生
	楠木宏彦    野崎隆太    世古 明    吉岡勝裕
	浜口 和久 議長
欠席委員名	
署名者	中村 功    上村和生
担当書記	野村格也
審査案件	議案第118号 令和2年度伊勢市一般会計補正予算（第9号） （教育民生委員会関係分）
	議案第119号 令和2年度伊勢市国民健康保険特別会計補正予算 （第3号）
	議案第120号 令和2年度伊勢市後期高齢者医療特別会計補正予算 （第1号）
	議案第121号 令和2年度伊勢市介護保険特別会計補正予算（第3 号）
	議案第123号 令和2年度伊勢市病院事業会計補正予算（第1号）
	議案第128号 伊勢市介護予防拠点施設なごみのやかた条例の廃止 について
	議案第130号 伊勢市立公民館の指定管理者の指定について
	議案第131号 伊勢市学習等供用施設の指定管理者の指定について
	議案第132号 伊勢市福祉健康センターの指定管理者の指定につ いて
	議案第133号 伊勢市ハートプラザみそのの指定管理者の指定につ いて
	議案第134号 伊勢市児童館の指定管理者の指定について
	議案第135号 伊勢市放課後児童健全育成施設の指定管理者の指定 について
	議案第136号 伊勢市おひさま児童園の指定管理者の指定について
	議案第137号 伊勢市みなとふれあいセンターの指定管理者の指定 について
議案第144号 伊勢市児童発達支援センターの鳥羽市民の利用に関 する協議について	
議案第145号 伊勢市児童発達支援センターの志摩市民の利用に関 する協議について	

	議案第 146 号	伊勢市児童発達支援センターの明和町民の利用に関する協議について
	議案第 147 号	伊勢市児童発達支援センターの玉城町民の利用に関する協議について
	議案第 148 号	伊勢市児童発達支援センターの度会町民の利用に関する協議について
	議案第 149 号	伊勢市児童発達支援センターの大紀町民の利用に関する協議について
	議案第 150 号	伊勢市児童発達支援センターの南伊勢町民の利用に関する協議について
	議案第 151 号	タブレット端末充電保管庫の取得について
	議案第 160 号	令和 2 年度伊勢市一般会計補正予算（第10号） （教育民生委員会関係分）
説 明 員	市長、副市長	
	健康福祉部長、健康福祉部次長、福祉総務課長	
	ほか関係参与	

伊 勢 市 議 会

### 審査経過

吉井委員長が開会を宣告し、会議成立宣言の後、会議録署名者に中村委員、上村委員を指名した。その後、直ちに議事に入り、去る 12 月 14 日の本会議において審査付託を受けた「議案第 118 号 令和 2 年度伊勢市一般会計補正予算（第 9 号）中、教育民生委員会関係分」他 22 件を審査し、「議案第 160 号 令和 2 年度伊勢市一般会計補正予算（第 10 号）中、教育民生委員会関係分」については賛成多数をもって採択すべしと決定、その他の議案については全会一致をもって採択すべしと決定した。

続いて、「議案第 160 号 令和 2 年度伊勢市一般会計補正予算（第 10 号）中、教育民生委員会関係分」に対して附帯決議案が提出され、賛成多数をもって附帯決議案を付すことに決定した。

委員長報告文の作成については正副委員長に一任することで決定し、委員会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前 9 時 58 分

### ◎吉井詩子委員長

ただいまから教育民生委員会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

これより会議に入ります。会議録署名者 2 名は、委員長において中村委員、上村委員

の御兩名を指名いたします。

本日、御審査願います案件は、去る12月14日の本会議におきまして、教育民生委員会に審査付託を受けました23件であります。案件名については、審査案件一覧のとおりであります。

お諮りいたします。審査の方法につきましては委員長に御一任願いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

また、委員間の自由討議については、申し出がありましたら随時行いたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

### 【議案第 118 号 令和 2 年度伊勢市一般会計補正予算（第 9 号）（教育民生委員会関係分）】

◎吉井詩子委員長

それでは、「議案第 118 号 令和 2 年度伊勢市一般会計補正予算（第 9 号）中、教育民生委員会関係分」を御審査願います。

補正予算書の 30 ページをお開きください。30 ページから 41 ページの款 3 民生費を款一括で御審査願います。なお、民生費のうち、当委員会の審査から除かれるのは、38 ページ、項 5 人権政策費です。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御発言もないようですので、款 3 民生費の当委員会関係分の審査を終わります。

説明員入れ替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9 時 59 分

再開 午前 10 時 01 分

◎吉井詩子委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、42 ページをお開きください。42 ページから 45 ページの款 4 衛生費を款一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御発言もないようですので、款 4 衛生費の審査を終わります。

次に、70 ページをお開きください。70 ページから 81 ページの款 11 教育費を款一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御発言もないようですので、款 11 教育費の審査を終わります。

以上で、議案第 118 号中、教育民生委員会関係分の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 118 号 令和 2 年度伊勢市一般会計補正予算（第 9 号）中、教育民生委員会関係分」については、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

当局入れ替えのため、暫時休憩します。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時04分

### 【議案第 119 号 令和 2 年度伊勢市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）】

◎吉井詩子委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、「議案第 119 号 令和 2 年度伊勢市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）」を御審査願います。

87 ページをお開きください。87 ページから 107 ページです。本件については一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 119 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 119 号 令和 2 年度伊勢市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）」については、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

### 【議案第 120 号 令和 2 年度伊勢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）】

◎吉井詩子委員長

次に、「議案第 120 号 令和 2 年度伊勢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」を御審査願います。

109 ページをお開きください。109 ページから 121 ページです。本件についても一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 120 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 120 号 令和 2 年度伊勢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」については、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

### 【議案第 121 号 令和 2 年度伊勢市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）】

◎吉井詩子委員長

次に、「議案第 121 号 令和 2 年度伊勢市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）」を御審査願います。

補正予算書の 123 ページをお開きください。123 ページから 137 ページです。本件についても一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御発言もないようでありますので、以上で議案第 121 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 121 号 令和 2 年度伊勢市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）」については、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

### 【議案第 123 号 令和 2 年度伊勢市病院事業会計補正予算（第 1 号）】

◎吉井詩子委員長

次に、「議案第 123 号 令和 2 年度伊勢市病院事業会計補正予算（第 1 号）」を御審査願います。

153 ページをお開きください。153 ページから 164 ページです。本件についても一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御発言もないようでありますので、以上で議案第 123 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 123 号 令和 2 年度伊勢市病院事業会計補正予算（第 1 号）」については、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

当局入れ替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時09分

### 【議案第 128 号 伊勢市介護予防拠点施設なごみのやかた条例の廃止について】

◎吉井詩子委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、条例等議案書の 15 ページをお開きください。15 ページから 16 ページの「議案第 128 号 伊勢市介護予防拠点施設なごみのやかた条例の廃止について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

楠木委員。

○楠木宏彦委員

このなごみのやかたが廃止をされて、機能が高向公民館に移るということなんですけれども、現在、利用者はどれほどいらっしゃるのでしょうか。

◎吉井詩子委員長

福祉総務課長。

●大桑福祉総務課長

だいたい、年間3千名ほどが利用していただいております。

◎吉井詩子委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

年間3千名ほどですね、その方々はこれから高向公民館のほうへですね、移動してもらうわけですけれども、番地をみますとそれほど違ってないので、恐らく近い距離なんだろうと思うんですが、どの程度離れているのでしょうか。

◎吉井詩子委員長

福祉総務課長。

●大桑福祉総務課長

距離を測ったわけではございませんが、本当に近い距離にございまして、別に場所が変わるからといって利用しづらくなる距離ではございません。

◎吉井詩子委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

はい、分かりました。これまでの高齢者が引き続きそこで利用できるように、しっかりとよろしく願います。ありがとうございます。

◎吉井詩子委員長

他によろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

他に発言もないようですので、以上で議案第128号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 128 号 伊勢市介護予防拠点施設なごみのやかた条例の廃止について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

### 【議案第 130 号 伊勢市立公民館の指定管理者の指定について】

◎吉井詩子委員長

次に、26 ページをお開きください。26 ページから 29 ページの「議案第 130 号 伊勢市立公民館の指定管理者の指定について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 130 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 130 号 伊勢市立公民館の指定管理者の指定について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

### 【議案第 131 号 伊勢市学習等供用施設の指定管理者の指定について】

◎吉井詩子委員長

次に、30 ページをお開きください。30 ページから 33 ページの「議案第 131 号 伊勢市学習等供用施設の指定管理者の指定について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 131 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



◎吉井詩子委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 131 号 伊勢市学習等供用施設の指定管理者の指定について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

### 【議案第 132 号 伊勢市福祉健康センターの指定管理者の指定について】

◎吉井詩子委員長

次に、34 ページをお開きください。34 ページから 35 ページの「議案第 132 号 伊勢市福祉健康センターの指定管理者の指定について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 132 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 132 号 伊勢市福祉健康センターの指定管理者の指定について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

### 【議案第 133 号 伊勢市ハートプラザみその指定管理者の指定について】

◎吉井詩子委員長

次に、36 ページをお開きください。36 ページから 37 ページの「議案第 133 号 伊勢市ハートプラザみその指定管理者の指定について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 133 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 133 号 伊勢市ハートプラザみその指定管理者の指定について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

### 【議案第 134 号 伊勢市児童館の指定管理者の指定について】

◎吉井詩子委員長

次に、38 ページをお開きください。38 ページから 39 ページの「議案第 134 号 伊勢市児童館の指定管理者の指定について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 134 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 134 号 伊勢市児童館の指定管理者の指定について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

### 【議案第 135 号 伊勢市放課後児童健全育成施設の指定管理者の指定について】

◎吉井詩子委員長

次に、40 ページをお開きください。40 ページから 41 ページの「議案第 135 号 伊勢市放課後児童健全育成施設の指定管理者の指定について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 135 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 135 号 伊勢市放課後児童健全育成施設の指定管理者の指定について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

### 【議案第 136 号 伊勢市おひさま児童園の指定管理者の指定について】

◎吉井詩子委員長

次に、42 ページをお開きください。42 ページから 43 ページの「議案第 136 号 伊勢市おひさま児童園の指定管理者の指定について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 136 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 136 号 伊勢市おひさま児童園の指定管理者の指定について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

### 【議案第 137 号 伊勢市みなとふれあいセンターの指定管理者の指定について】

◎吉井詩子委員長

次に、44 ページをお開きください。44 ページから 45 ページの「議案第 137 号 伊勢市みなとふれあいセンターの指定管理者の指定について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 137 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 137 号 伊勢市みなとふれあいセンターの指定管理者の指定について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第 144 号 伊勢市児童発達支援センターの鳥羽市民の利用に関する協議について】

【議案第 145 号 伊勢市児童発達支援センターの志摩市民の利用に関する協議について】

【議案第 146 号 伊勢市児童発達支援センターの明和町民の利用に関する協議について】

【議案第 147 号 伊勢市児童発達支援センターの玉城町民の利用に関する協議について】

【議案第 148 号 伊勢市児童発達支援センターの度会町民の利用に関する協議について】

【議案第 149 号 伊勢市児童発達支援センターの大紀町民の利用に関する協議について】

【議案第 150 号 伊勢市児童発達支援センターの南伊勢町民の利用に関する協議について】

◎吉井詩子委員長

次に、58 ページをお開きください。58 ページから 71 ページにかけての「議案第 144 号 伊勢市児童発達支援センターの鳥羽市民の利用に関する協議について」から「議案第 150 号 伊勢市児童発達支援センターの南伊勢町民の利用に関する協議について」の 7 件につきましては、相関連しておりますので、一括して御審査願います。

御発言はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎吉井詩子委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 144 号ほか 6 件の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論につきましても議案第 144 号ほか 6 件を一括でお願いします。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎吉井詩子委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 144 号 伊勢市児童発達支援センターの鳥羽市民の利用に関する協議について」、「議案第 145 号 伊勢市児童発達支援センターの志摩市民の利用に関する協議について」、「議案第 146 号 伊勢市児童発達支援センターの明和町民の利用に関する協議について」、「議案第 147 号 伊勢市児童発達支援センターの玉城町民の利用に関する協議について」、「議案第 148 号 伊勢市児童発達支援センターの度会町民の利用に関する協議について」、「議案第 149 号 伊勢市児童発達支援センターの大紀町民の利用に関する協議について」、「議案第 150 号 伊勢市児童発達支援センターの南伊勢町民の利用に関する協議について」、以上 7 件につきまして、原案どおり可決すべしと決定いたしま

して、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

### 【議案第 151 号 タブレット端末充電保管庫の取得について】

◎吉井詩子委員長

次に、72 ページをお開きください。72 ページから 74 ページの「議案第 151 号 タブレット端末充電保管庫の取得について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 151 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 151 号 タブレット端末充電保管庫の取得について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

### 【議案第 160 号 令和 2 年度伊勢市一般会計補正予算（第 10 号）（教育民生委員会関係分）】

◎吉井詩子委員長

次に、「議案第 160 号 令和 2 年度伊勢市一般会計補正予算（第 10 号）中、教育民生委員会関係分」を御審査願います。

議案第 160 号の 10 ページをお開きください。款 3 民生費を款一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

それでは少し確認をさせていただけたらと存じます。今回議案第 160 号ということで、駅前 B 地区の施設に入居するというふうな内容で議案が提出されております。今回、教育民生委員会には、この整備の設計業務委託ということで 1,530 万円が上げていただいておりますけども、まずはこの設計業務委託の 3 フロアのことかと思いますが、内容につきまして教えていただけたらと思います。

◎吉井詩子委員長  
福祉総務課長。

●大桑福祉総務課長

今回の設計の内容についてでございますけども、内装の、5階から7階の内装の設計ということでございます。内装に必要な壁材であるとか床材のほかにはですね、必要な照明とかあるいは給水等の設備、こういったものの設計のほかですね、また利用される方の動線、こういったことも丁寧に考えていきたい、そういう設計にしたいと考えております。

◎吉井詩子委員長  
吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

はい、ありがとうございます。先日、野崎委員と一緒に中を見学させていただいて、大体見せていただいたんですけども、ここなのかなと思いつつ見学をさせていただきました。この設計業務の期間、どれぐらいの期間を見ているのか教えていただけますでしょうか。

◎吉井詩子委員長  
福祉総務課長。

●大桑福祉総務課長

予算のほうをお認めいただきましたならばですね、年明け早々には設計業務の入札手続を開始いたしまして、大体、設計の期間といたしましては、およそ5か月程度を見込んでおるところでございます。

◎吉井詩子委員長  
吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

はい、ありがとうございます。設計期間が約5か月ということで、ちなみになんですけども、その後、もしどのような期間を考えていらっしゃるのか。その設計以降の、少し教えていただけたらと思います。

◎吉井詩子委員長  
福祉総務課長。

●大桑福祉総務課長

設計が終わりますと内装工事に入って行くわけでございますけども、内装工事につき

ましては、令和3年の秋頃の着手を予定しておりまして、令和4年度中には完成をしたいというふうに考えております。

◎吉井詩子委員長  
吉岡委員。

○吉岡勝裕委員  
ありがとうございました。終わります。

◎吉井詩子委員長  
他にございませんか。  
はい、野崎委員。

○野崎隆太委員  
数点ちょっとお聞かせをいただければと思います。まずですね、本会議の終了後にですね、一つ資料が出てきた訳ではありますけども、本会議の質疑の中でですね、本来はここで御説明をいただくべきことではないかということをお話をさせていただいたのを、今日までにつくっていただいたと言えはいただいた、今日になったと言えはなったというような言い方だと思いますけれども、この資料について少し御説明をいただけますでしょうか。

◎吉井詩子委員長  
福祉総務課長。

●大桑福祉総務課長

それでは、先日お配りをいたしました資料について御説明をさせていただきます。

項目とか数値につきましては内装工事の設計業務の結果を得た後でございませんと試算出来ないというものもございます。現時点では概算値となっておりますので御理解いただきたいと思っております。

数値につきましては、賃借による場合と、それから現在の福祉健康センターを取り壊して整備を予定しております5階、6階、7階の面積と同程度の規模に建て替える場合の費用を比較をいたしております。

(1)の初期投資費用でございます。左の列を御覧ください。賃借による設計ではですね、設計監理費を2,100万円と見込んでおりまして、うち設計委託料の1,530万円を一般会計補正予算(第10号)に計上いたしております。什器・備品購入費につきましては内装設計の中で詳細な仕様が決まるため、現時点では、庁舎改修時の実績等を参考に費用を試算いたしました。また、電話ネットワーク整備にかかる費用につきましても同様に、内装設計に基づき今後試算するものでございます。賃借による場合の初期投資費用といたしまして、5億1,900万円を見込んでおります。

右側の列を御覧いただきます。福祉健康センターを建て替えた場合でございます。主

なものとしたしまして、建築工事費、設計監理費、既存建物の解体費、それから解体後に使用いたします仮設建物リースなどとなっております。仮設建物リースは1年分を試算をいたしております。福祉健康センターを建て替えた場合の初期投資費用は25億500万円と見込んでおります。

続きまして(2)、20年間の維持管理費用につきまして御説明をいたします。左側の賃借の場合でございますけども、賃料・共益費は年間1億1,300万円。20年間で22億6,330万円と見込み、債務負担行為として計上いたしております。次に駐車場料金につきましては、ひと月当たりの総使用時間を5,000時間と想定いたしまして、年間約100万円、20年分で2億4,000万円と試算をいたしております。光熱水費等につきましては、実費負担となる電気、水道使用料などを計上しています。数値につきましては、福祉健康センターの維持管理費の3か年の平均を基に試算をいたしました。大規模改修費につきましては、原則、管理会社の負担と聞いております。なお、内装工事につきましては、設計に基づき市が実施する予定のため、詳細につきましては今後試算することになりまして、現時点におきましては、ゼロ円といたしております。賃借の場合の20年間の維持管理費用は27億8,400万円となりまして、年間では約1億3,900万円の負担が必要であると見込んでおります。

右側の列を御覧ください。福祉健康センターを建て替えた場合の試算でございます。光熱水費等につきましては、これまでと同様に指定管理による管理運営を行うことと想定してございまして、かかる経費を試算いたしました。大規模改修費用につきましては、施設の長寿命化の観点から、他の公益施設で実施した基礎調査の結果を参考に、概算ではございますが、建築工事費の10%が必要と見込んでおります。福祉健康センターを建て替えた場合の20年間の維持管理費用といたしましては9億1,000万円が見込まれます。

最後にその他といたしまして、駅前再開発再開発ビルに關します固定資産税収入につきまして御説明いたします。B地区の土地、建物に係る固定資産税は年間約2,700万円と試算をしております。

以上、資料の説明をさせていただきました。よろしく願いいたします。

◎吉井詩子委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

本会議の中で、議案で質疑をさせていただいた部分なので、あえて聞かせていただいたわけなんですけども、今回、ようやく議案の提出となっておりますね、議会としては初めて採決のタイミングがようやく来たわけなんですけども、ここにいる皆さん御存じのとおり、というか1年半ぐらい前かな、実際これが1年後に工事も始まって着工して、ビルが完成する中で、入る入らないの議論ができるのかというお話を僕はさせていただいていると思います。現実的に今、目の前にビルができてですね、判断としては非常に難しいタイミングではないかと思っております。討論みたいなことはしたくないので、あくまでも質問の中で何とかしたいなと思ってるんですけども、実際この費用明細とかですね、この全体の総事業費とかがこのタイミングで出てきてですね、これをどういうふうに関から判断をしたら



いかとか、実際、議案質疑は終わっているわけです。通告も全部終わっている。で、今議会の中で賛否があるのは皆さん何となく理解をしておりますけど、この賛成、反対というのは、基本的に説明をしきって、市民を安心することができるものであればそう多くの反対は起きませんし、議論の中のばたつきが今の状況を生んでいると思っております。

本来これは、市の当局のことにしましては言いたいことはたくさんあります。議会との議論がうまくいかなかった、施行者との議論がうまくいかなかった、いろんなことあるけども、そのビルを入居先に選んだのも当然当局ですし、行政事務というのは本来僕らを納得させることも含めて市役所の、ある意味では行政の事務方の皆さんの仕事、市長も含めてですけども、だと思っております。そういった意味で、本来これは着工までにすべき議論で、そのタイミングで諮るのが本来は正しいものではないかと思っております。それは入居するしないっていうのも。この点は僕はやっぱり皆さんが、当然議会も含めて、大きな反省として持っていくべきだと思うんですけども、そのことについて今どのようにお考えですか。

◎吉井詩子委員長

健康福祉部長。

●鳥堂健康福祉部長

ただいま委員御指摘をいただきました点に関しましては、いろいろと御指摘をいただき、また検討もさせていただいたことの報告をさせていただいた際にですね、私どもといたしましては出せるものを出させていただいておるところでおったところですね、やっぱりこちらの思っておるものと、聞いていただいております議員の皆様、またその先に見える市民の皆様のとこにですね、資料といいますか、その考えがしっかりと伝わってなかったという部分はあるのかというところで反省はしております。こちらにつきましては、いろんな議論を進めていく中で、八日市場のとこに建て替えという比較を用意するというにはなりましたけれども、今御指摘いただいておりますように駅前部分についてはですね、これに近いものはもう少し前にも出せたのではなかったのかなというところがあります。で、今御指摘いただいておりますように、その都度の中でやっぱり判断していくべきところもございまして、資料につきましては何ていうんですか、独りよがりというところとちょっと言葉が過ぎるかと思うんですけども、分かっていただけのやということではなくて、分かっていたところまで十分な、丁寧な説明をしていく必要があるというところを、今後の進め方の中で十分気をつけてやりたいというふうに思っておりますので、御理解賜りますようによろしくお願いをいたします。

◎吉井詩子委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

ちょっとですね、質問の仕方が悪かったのか分かりませんが、そういうことじゃなくてですね、もっと根本的な話で、今、市民の皆さん、経済界の方も含めて観光事業者の

方も含めてですね、いろんなどころでお話を聞いて、どうするかという話をこの1週間、たくさんの人に僕聞かせていただきました。そのやっぱり出てくる答えの一つに、もうあそこまでいったからには、やめたときにどうなるんかというその影響の話が皆さんやっぱり不安に思ってますし、強くそれが出てきております。ということは、実際この施設の中で何をするかどうかとかいう議論とかそれよりも、やめたときの影響がどれぐらいあるかという不安、対その希望に満ちあふれた議論ではないところの不安を市民の方も含めて多く持ってる、実際私もそう思ってますし。そういった意味でですね、例えばこれ、着工前であれば、誰が悪いのかという話じゃないです、着工した事業者が悪いとか、着工までに決めなかった市が悪いと、そういう話ではなくて、当然それは議会かもしれませんし、誰がっていう話じゃなくて、これが着工前であれば、ひょっとするとその3階部分のビルをなくす、市が入らなかったときについていう選択もあったかもしれませんし、当然これ、設計段階で水回りとかそういったものも全部引いてますので、3階残した形でも違うものに簡単に転用が出来たかもしれませんし、そういった意味でですね、ここまでの議論は、本来着工前に完了を僕はすべきだったと思ってますし、そういった意味でそれは誰が悪いかという話ではなくてですね、繰り返しますが、やっぱり判断の時期としては、これもまた例えば同じようなことが、同じようなことで同じビルが建つじゃないですけども、民間ビルの入居を考えるとときにもこれから事業として考えるとときにも、当然これ、市役所であれば、着工始めてから使うか使わんか決めるとかあり得ない話なので、やっぱり反省事項としてというか、今のここの皆さんとか僕らも含めてどうという話じゃなくてですね、やはりこの点を反省すべきじゃないかと思ってます。着工よりも前に入居するかどうかの結論を出さなかった。また今のタイミングになっても、まだ分からないことが幾つかあって、その議会の指摘に答えることが出来なかったというのは、これは僕は反省事項じゃないかと思うんですけども。もう一度その、本来僕は着工までにこの議論を終わらすべきじゃなかったかと思うんですけども、その点だけもう一度お答えいただけますでしょうか。

◎吉井詩子委員長  
健康福祉部長。

●鳥堂健康福祉部長

ただいま御指摘をいただいておりますように、決めるべき時期というものが確かにあると思います。今回の件に関しましては、この協議の整い方がですね、ちょっと間に合わなかった部分もございます。そういった点に関しましては、やはりターニングポイントとなる時期、今御指摘をいただいておりますように、その工事に着手するとき、それがまずもってのターニングポイントであったと思いますので、それまでにこういった議論が十分に行われることが望ましい姿やったんやろなというふうに考えます。これについては、私どものほうとしても、準備が遅れた部分については反省すべきだというふうに考えております。以上でございます。

◎吉井詩子委員長  
野崎委員。

○野崎隆太委員

今、僕は御答弁いただいたとおりで思っております。経過も当然ありましたし、行政当局としてもいろんな思いはあると思っております。それは先ほど言ったとおり議会の議論もうまくいかなかったことも当然一つですし、施行者との議論がうまくいかなかったのかもしれませんが、そこもあるかもしれませんが、ただやっぱりもっと早い段階で、こうということを考えていけばですね、いろんな形での計画の変更を今しろという話ではなくてですね。いろんな判断がひょっとするとできたかもしれませんが、今市民がこれだけ不安に思うような形を取らなくても済んだかもしれないので、多くの不安を集めてしまったということはやはり反省をするべきではないかと思っております。

その上でですけれども、教育民生委員会の分野なので、今これ実際設計の話だけなので、余り多くいろんなとこに広げ過ぎてもあれなので、なかなか難しいところですが、1点だけ、この4億数千万という内装設計工事か、これに関しては中身が分からないので、実際この金額が高いかどうかというのがありますけれども、実際少し高いんじゃないかというような声もこれは聞きます。一般的にですけれども、行政のフロアの特に壁がない状態の机を配置するだけとは言いませんけれども、どんなことをするのか内装見てきたら壁面とかガラスの一面が、先ほど吉岡委員おっしゃったとおり僕ら中を見てきましたので、ガラスなんかは一面張ってくれてありますし、実際中に何をすると4億7,000万円かかるのか分からないんですけれども、これどんなことを考えているのか。当然これが最大額でここから頑張っただけで縮減しますという話なのかもしれませんが、その点をちょっとお聞かせいただけますでしょうか。

◎吉井詩子委員長

福祉総務課長。

●大桑福祉総務課長

内装工事費の内訳ということになりますが、基本的には設計が定まらないと決まらないというわけがございますけれども、委員おっしゃるように内部の仕上げ、内壁であるとか床であるとかそういったものと、それから設備関係、電気の設備であるとか空調の設備、あるいは衛生設備、こういったものが想定をされておるところでございます。

◎吉井詩子委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

これも確認にはなりますけれども、これ連合審査会の中だったか委員会の中で言ったと思うんですけど、今の電気とか空調なんか特にそうなんですけど、実際これ、入居の決定のタイミングがもっと早ければ、ひょっとすると下がったかもしれない、というか今の壁が全部張ってから、後でいわゆる内装工事をするよりは、本体工事と一緒に今のタイミングで全部やってしまうほうが恐らく安かったんじゃないかと思うんですけども、その点だ

けどんなふうにお考えか、可能性としてでもいいですけども、もし考えがあればお聞かせをください。

◎吉井詩子委員長  
福祉総務課長。

●大桑福祉総務課長

本体と同じタイミングでやったほうが金額的にどうかということですが、なかなかその点は比較のし方は難しいわけですが、工事の内容としましてはスケルトンの状態で工事をするということで、内容としては差はないと考えております。

◎吉井詩子委員長  
野崎委員。

○野崎隆太委員

内容としてですね、金額じゃなくて内容として差がないとですね、分かりました。実際もう今、11階、12階は既に設備の中が入ってて、床を張ってる部屋もありましたので、そういったことも含めてですね、スケジュールが守れなかったために僕は多少の費用増加はあると思ってます。それが1,000万なのか1億なのか別としても。そういったことも含めてですね、やっぱり事業のスケジュールが遅れただけ多少なりとも、それが1,000万が多少なのか、1億が多少なのかは別としてもですね、不利益を被った状況があるということだけやっぱ御認識をいただきたいなと思っております。もう質問としてはございませんので以上です。

◎吉井詩子委員長

はい、よろしいですか。

はい、他にございませんか。

世古委員。

○世古明委員

先ほど吉岡委員からも設計業務委託の内容について質問されましたけど、その中でですね、利用される方の動線を意識して設計をしていくというようなお答えがあったんですけど、これ具体的にはどういうイメージを私らは持ったらいいんですか。

◎吉井詩子委員長  
福祉総務課長。

●大桑福祉総務課長

やはり利用される方が不便に感じないような動線というところで、駐車場からのアクセスであるとかですね、入口から実際に利用される場所のスペースまでのアクセスのし

やすさであったりとかですね、快適に過ごしていただけるような設備、こういったところを考えております。

◎吉井詩子委員長  
世古委員。

○世古明委員

使う前からそういうものを意識して設計されるということと、この施設はですね、いろんな議論がありましたけど、幅広い年代の方が利用されるのと、子供を連れられた方も利用するとか、また障がい者の方も利用するということになりますけど、その辺も考えての設計をされるのかどうか聞かせてください。

◎吉井詩子委員長  
福祉総務課長。

●大桑福祉総務課長

委員がおっしゃられますように、どういう方、どんな方が来られてもですね、皆さんが来てよかったと思ってもらえるような、そういうふうな施設にしていきたいと考えております。

◎吉井詩子委員長  
世古委員。

○世古明委員

ありがとうございます。設計段階からですね、本当に利用されることを想定して、していただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

◎吉井詩子委員長  
他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

他に発言もないようですので、款3 民生費の審査を終わります。

以上で、議案第160号中、教育民生委員会関係分の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

はい、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時46分

◎吉井詩子委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

討論はありませんか。

はい、楠木委員。

○楠木宏彦委員

私、この議案 160 号、第 10 号補正について、反対の立場から意見を述べさせていただきたいと思います。この部分に反対するというよりも、この事業そのものを今ここで進めていいのかという、そここのところに関わるものですから、そのことについて私は吟味してみたんですけれども、やはり計画、ここまで進んでいるからみたいな話はあるんですけども、ただ現段階で、例えば賃貸住宅あるいは駐車場の経営が本当にちゃんと成り立つのかという、そういう心配があります。それから、まだ賃料あるいは駐車場をどうしていくのかっていうことについても協議の最中であるということで、今この状態でオーケーということはちょっと難しいかなというふうに思います。そういった問題をですね、実際に私たちの意見を聞いていただくなれば、そういった問題を解決してから聞いていただければよかったのかなというふうに思います。今、野崎委員からもありましたけれども、今このタイミングではもう遅過ぎるんじゃないかみたいな話なんですけれども、確かにそうかもしれませんが、私たちの立場として、やはりこの事業をこのままここでゴーという訳にはいかないというふうに申し上げたいと思います。

◎吉井詩子委員長

他にございませんか。

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

それでは、議案第 160 号につきまして、賛成討論をさせていただきます。議案第 160 号には、債務負担行為補正、保健福祉拠点施設賃借料として 20 年間で 22 億 6,330 万円、また、款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費の大事業 1 保健福祉拠点施設整備事業として 1,530 万円が計上されております。

保健福祉拠点施設整備につきましては、これまで全員協議会、連合審査会、各常任委員会などで施行者との交渉内容について報告を受け、事業内容、施設整備経費など様々な議論がなされてきました。この間、資金不足することとなった 12 億円の一時金、建設協力金、貸付金、都市開発資金のこと、また階高変更の請求、また維持管理費用の 8.85% など、施行者の対応には憤りを感じたところでございます。

このたび、賃料、共益費、駐車場利用など、様々な諸条件がある程度決まり、議会への提案となりました。市民の多くの皆様から、なぜ福祉部門なのか、また、賃料などまだまだ高い、もっと安く借りられないのかとか、たくさんの意見もいただいておりますが、施行者とのこれ以上の交渉は難しいものかと思っております。鑑定評価、またコンサルタントの意見からも妥当なものかと判断したいと思います。重層的支援体制整備は重要な課題であるとは同感いたします。断らない相談体制の構築、福祉相談や健診、子育て支援、発達支援充

実のため、近鉄、JRの鉄道、またおかげバスや三重交通のバスなど、公共交通機関の接続点でもある伊勢市駅前に駐車場130台を有する再開発ビルへの入居、またハローワークとの同居については、相談や健診に見えた方、全ての方には必要ではないかも知れませんが、連携した取組が期待できるものであると思います。

この施設には、年間4万3,000人の利用者が見込まれています。今回の保健福祉拠点施設整備は中心市街地活性化、また公共施設マネジメントなど、様々な観点絡み合った事業でもあります。また、多年にわたって多額の支出が伴う事業でもあります。市民の利便性、また福祉の増進につながるものであると思います。地方自治法第2条第14項には、地方公共団体はその事務の処理に当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないとあります。賃料や駐車場など入居条件については、今後運営会社と協議をし、見直しを行いながら、最少の経費で最大の効果が上げられるよう努力をお願いしておきたいと思っております。また、本年2月に、中心市街地再開発、中心市街地活性化支援のため福祉部門の進出決定を望む要望書をいただいた伊勢商工会議所とも協力を得て、中心市街地の活性化に努力していくことをお願いしたいと思います。また重層的支援体制構築には、国や県、社会福祉協議会など各種団体との協力も必要です。体制構築に向け努力を期待いたします。私の周りにはこの事業に賛成しかねる方がまだまだたくさんお見えです。市民の理解を得るよう、事業内容や費用対効果など、説明を十分に行っていただきたいと思っております。この事業が成功し、中心市街地活性化につながるとともに、市民の福祉増進につながることを御期待申し上げ、賛成討論とさせていただきます。ありがとうございました。

◎吉井詩子委員長

他に。はい、世古委員。

○世古明委員

議案第160号に賛成の立場で討論に参加をさせていただきます。今回は設計業務委託費用ということで議案、上がっておりますけど、この問題につきましては、今現在B地区に建設中のビルに市の保健福祉拠点施設をつくるということで、そちらも関係あるということで、そちらにもちょっとお話をさせていただきたいと思っておりますけど、この問題については長年っていうか、何年もかけて議論をしてまいりました。そして、いろんな事業ありますけど、プラス面もあればマイナス面もあると、そういうマイナス面の懸念を議論してきたものだと思っております。そういう中でですね、最近、最近ではないですけど、人はそれぞれ生活していく中ではいろんな困っていることとか悩み事ありますし、そこまできなくてもこういうことはどうやろうということを皆さん持ちながら生活をしているのかなと思っております。またそれが、最近社会背景もありまして、複雑化してきているのも事実かなと思っております。今回、福祉拠点施設を整備していくに当たっては、そういう複雑化したものを一つ一つ解決して、市民の皆さんが生活しやすくしようということで、私としては賛同するところでありますし、議会、行政それぞれ立場の違いはありますが、目的については住民福祉の向上ということで一致をしておりますので、こういうこととして議会としても進めていくべきである。その第一歩が今回の設計業務の予算ということで出てき

ておりますので、これについて賛成するという事で賛成討論とさせていただきます。

◎吉井詩子委員長

他にありませんか、野崎委員。

○野崎隆太委員

私もこの議案第 160 号、伊勢市一般会計補正予算第 10 号に賛成の立場で討論に参加をさせていただきたいと思っております。本議案は、先ほど質問、また本会議等でもお話をさせていただきましたとおり、長年にわたり市、議会、施行者、それぞれの立場で議論を重ねてきたものであります。ただいま、ビルはもう 9 割方完成をして、この 1 月に検査完了という形で聞いておりますが、このビルの中にはですね、いろんな機能がもう今現時点で考えられているそうです。それは、どういうふうに来た人を迎えるために自転車を置こうとか、歩行者をどういうふうに通らすとか、そういったことも含めて、実際見に行ってきた者の立場としてですけども、公共というか、公に対してどういうふうに貢献をするかという意思を私は少なくとも感じて帰ってきました。

それに対して当然行政側がやること、それはビルに対して入るというわけじゃなくてですね、その周りをどうしていくかとかこの伊勢市駅周辺を、ひいては伊勢市全体をどういうふうに盛り上げていくかとか、発展をさせていくか、こういったことを数多く議論しながら答えを導き出して、市民全員の利益にその事業がつながるように考えていくことが重要ではないかと思っております。その中で、先ほど少し質問も言わせていただきましたとおり、この入居のタイミングであったり、この時点で答弁が幾つか出来ないこと、議会の質疑の中で答弁が出来なかったこと、住民の不安を残したまま議案が出てきたこと、そういったことに関しては、これは市長、また担当の部長含めてですね、行政当局としてはこの点に関しては猛省をしていただきたいと思いますと思っております。ただ、それとは別にですね、先ほども言いましたとおり現在の建っているビル、これについてどう思うか、またこの中への入居についてどう考えるかという話は、手続の方法またその順序、それとは別の視点でも考えるべきだと思っております。

私、一般質問の中では青年世代という言葉をあえて使わせていただきましたけども、実際にその現地のビルを見て、そこにどんな未来を描くのかということを考えて、未来にかけるということも一つ大切なことではないかと思っております。そういった意味で、当然この後、公募があつたりだとか、スケジュールの中ではまだこなさなければいけないことがたくさんございます。そういったことも含めてですね、適切なタイミング、適切に処理をしていただくこと、また、この後この入居がどうのこうのというのは別としても、ビルのテナント、先ほど隣で楠木委員の反対討論の中でもありましたけども、残りの部分がどうなるのかという、入居の状況はどうかとかそういったこともありますので、そういったことも適切に報告をいただいて、今回は福祉ですけども、それ以外の部門も一丸となって伊勢市駅周辺をきちっと発展をさせていただくということをお願いをいたしまして、賛成の討論とさせていただきたいと思えます。



◎吉井詩子委員長

他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 160 号 令和 2 年度伊勢市一般会計補正予算（第 10 号）中、教育民生委員会関係分について」、原案どおり可決することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

◎吉井詩子委員長

ありがとうございます。

起立多数と認めます。

よって、議案第 160 号中、教育民生委員会関係分は、原案どおり可決すべしと決定いたしました。

ただいま議決いたしました議案第 160 号に対し、上村委員から附帯決議案が提出されておりますので、書記に配付させます。

〔附帯決議案配付〕

◎吉井詩子委員長

それでは、提出者の趣旨説明を求めます。

上村委員。

○上村和生委員

「議案第 160 号 令和 2 年度伊勢市一般会計補正予算（第 10 号）」が原案どおり可決されましたので、私と世古委員の連名で附帯決議案を提出させていただきます。

それでは、趣旨の説明をさせていただきます。

伊勢市駅前 B 地区再開発ビルへの保健福祉拠点施設整備については、これまで市当局からの説明を受け、市議会としても議論を重ねてきたところである。保健・福祉・雇用などの関係機関が縦割りを排し、重層的支援体制の整備に取り組む市の保健・福祉政策については市議会も賛同するものである。

しかしながら、課題は残されていると考える。また、駅前ビルの施行者においては、基本合意締結以降、入居条件交渉の中で条件提示が二点三点してきたことは非常に残念であり、信頼性を欠くことになっており、資金面での問題や他の階層への入居状況においても不透明である。

よって、予算執行に当たっては、以下の点に十分留意されることを強く求める。

一つ、拠点施設の機能、費用対効果について、保健・福祉・雇用の機能を 1 か所に集中することで事務効率を上げ、全世代型「気づく・つなぐ・支える」の支援体制を構築すること。ハローワークとの連携については、就職の相談支援など、新たな事業にも取り組むことで施設のメリットを最大限に引き出すこと。

二つ、駅前ビルの将来的な健全経営について、将来的な健全経営が住民福祉の推進に繋がることから、常時、経営全般について状況を確認し、指導・監督するとともに、議会

に報告すること。

三つ、利用者駐車場の確保について、利用状況を見ながら、保健福祉拠点施設利用者が困ることのないよう、今後も検討することとともに、利便性の良いこの地を選定したことから、公共交通の利用を促すこと。

四つ、市民の理解を得るよう、事業内容や費用対効果などの説明を十分行うこと。

五つ、上記の事柄を達成するため、国・県・関係機関等と連携を図ること。

以上、決議するというので、よろしくお願いいたします。

◎吉井詩子委員長

それでは採決議案精読のため、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時3分

再開 午前11時13分

◎吉井詩子委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

当局より発言の申出がありますので許可いたします。

福祉総務課長。

○大桑福祉総務課長

先ほど16日に配付させていただきました資料の説明の中で、誤りがございましたので訂正をお願いしたいと思います。駐車場料金のところの説明でございますけれども、私、年間約100万円と御説明させていただきましたが、正しくは月額約100万円が正しかったということで、訂正してお詫びを申し上げます。申し訳ございませんでした。

◎吉井詩子委員長

はい。それでは、附帯決議案につきまして、質疑はありませんか。

野崎委員。

○野崎隆太委員

数点お伺いをさせていただきます。まずですね、下の記ってところの1番からお伺いしたいんですけども、保健・福祉・雇用の機能を1か所に集約することで横の連携を強化し、事務効率を上げ、費用対効果を高めることというふうに記載があるんですけども、雇用に関してはこれ、ハローワークのことかと思うんですけども、これ国がやることなので、本来適さないのではないかと思うんですけども、どのようにお考えですか。

◎吉井詩子委員長

上村委員。

○上村和生委員

もちろん、この記載させていただいたとおりでありますけれども、連携しながらですね、雇用のことについてもですね、雇用の相談等々も来られようと思いますんで、障がい者の方であったりとか、いろんなお悩みを持っておられる方でなかなか就職出来ていない方もおられようと思います。その辺との連携ということで、あと今までも、当局も説明があったと思いますけれども、そのようなことについてもきっちりやってくれよということでございます。

◎吉井詩子委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

例えばですね、保健・福祉・雇用の機能を1か所に集約する施設となる、横の連携を強化し、なら分かるんですけども、することですと、例えばハローワークが当然勝手に抜けるというのであれば、これ国の判断で別の施設に移ることは当然あり得る話なので、そういった意味から、何ていうか、市にこの権限がないと言ったらいいですかね、集約する権限はそもそもないので、そういう意味でちょっとおかしいのではないかというふうに言ってるんですけども、文言がちょっとおかしいのではないかと思います。いかがですか。

◎吉井詩子委員長

上村委員。

○上村和生委員

どのように直せて。訂正しろということ、提出したほうがいいですよということですか。もう一回、どのように言うとするんですか。

◎吉井詩子委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

例えばですけども、保健・福祉・雇用の機能を1か所に集約した施設となるというような形であれば、この施設そのものこと言ってるかと思うんですけども、保健、福祉、雇用の機能を1か所に集約することでとなると、機能そのものを集約するのが、これ市に求める決議なので、でも、雇用の機能はハローワークが所管をされてる話だと思うので、うちの商工労政課が行くわけじゃないと思うので、そういう意味ではその集約をするという業務は無理なので、ちょっとここは文言が違うのではないかと思うんですけども、いかがですかね。

◎吉井詩子委員長

世古委員。

○世古明委員

野崎委員のそういう意見もあると思いますが、ここではですね、この拠点施設の機能について、こういうことなんやからこういう理念を持ってやってっていうのが趣旨でございますので、その辺御理解をしていただきたいと思います。

◎吉井詩子委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

わかりました。変更なしということで理解をさせていただきました。

もう一点ですね、そもそもこの理由か、附帯決議の理由の前文のところなんですけれども、ここですね、2段落目のまたの後ろなんですけれども、これ施行者のことについて書かれております。入居条件の交渉の中でというようなことがあるんですけども、基本的に施行者からは新型コロナウイルスに関連したことで、例えばサービス付き高齢者住宅の計画が白紙になったという報告もございますし、それからそれに伴って事業計画が変更になってきたというような、12億円の借入れに関してもそれが原因であるという形で聞いております。これは、新型コロナウイルスの原因であっても、この二転三転は信頼性の欠如につながるものというか、僕はこれ、新型コロナウイルスの影響だと言ってるものをこのような書き方をするのはいかがかなと思うんですけど。

◎吉井詩子委員長

上村委員。

○上村和生委員

もちろん、新型コロナウイルスでいろんな条件が変わってきたということでも説明はあったと思います。まちなかさんのほうからも、もちろんこの言わせていただいておりますことについてはですね、その後でいろんな条件変更があったと思います。それはいろんな議論されてきたと思いますけれども、そのことを書かせていただいたことでございますので、変更するつもりもないんで、その辺は御理解いただきたいと思います。

◎吉井詩子委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

もう一点、何で信頼性を欠くというような言い方をされるのであれば、採決に賛成をされるのかが分からないのですけれども、信頼性を欠く相手であれば選ばなければいいだけで、また基本的に条件が二転三転するといっても、我々は当局の説明を元に議論をするわけで、二転三転を了解したのも当局であって、それを議会に持っていったのは当局であって、交渉の結果を持ってくるのは当局なので、そういった意味では、向こうの出してる条

件が今この段階でこうであるという話をしてるだけで、交渉というか我々は当局に対しての話だと思うんですけども、ただ、この入居の条件というのも本来は二転三転を許してるのは当局なので、じゃあ入らないという選択は当然できる訳で、ちょっとこの文言、おかしいのではないかなと思います。で、さっきも言ったとおり信頼性を欠くのであれば反対をするべきですし、何でこういうふうな書かれ方をするのかがちょっと僕は理解が出来ないんですけども、もう少し御説明いただけますでしょうか。

◎吉井詩子委員長  
上村委員。

○上村和生委員

もちろんそう、後の文書とももちろんつながってくるわけでありましてけれども、資金面の問題とか、その他の階数への入居状況についてまだまだ不透明やというようなことも含めてですね、ここに記載させていただいておるわけでありまして。以上です。

◎吉井詩子委員長  
野崎委員。

○野崎隆太委員

あのこれ、行政に対する附帯決議ですよ、あくまでも。

◎吉井詩子委員長  
上村委員。

○上村和生委員  
はい、そうです。

◎吉井詩子委員長  
野崎委員。

○野崎隆太委員

であるなら、何でここでその施行者の話が出てくるのかが、逆に例えば駅前の施行者においての、例えば、に対する説明においてもっていう行政の説明が二転三転してて、行政の説明に信頼性が欠くならまだ分かるんです。基本的に説明に対しての話になると思うので、これって。だから何ていうんやろな、施行者の批判をするような文言が附帯決議に載ってくるのは僕はおかしいと思うんですけど。

◎吉井詩子委員長  
上村委員。

○上村和生委員

ですから、予算執行に当たっては十分留意して、予算執行してくれということをお述べしておるんであって、当局にきっちりと言いたいということでございます。

◎吉井詩子委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

であればですけども、これ例えば、またの後ろの駅前ビルの施行者においてはというこの一文をもう切ってしまうと、また、基本合意締結以降、入居条件の交渉の中で条件提示が二転三転してきたことはというような形にするのが僕は適切だと思います。ここに、駅前ビルの施行者においてはという文言を入れること自体が本来の附帯決議の考え方からすれば間違っていると思います。

◎吉井詩子委員長

世古委員。

○世古明委員

そういう考え方もあると思います。これは前文は今までの経過とか背景を言っという訳で、別に施行者に対してどうこう言うという文言ではないんですよ、その辺を理解をしていただきたいと思うんですけど。

◎吉井詩子委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

何ていうかな、この段においてというか、事業を進めるに当たって、この附帯決議をですね、付けて提出をすることで、何て言ったらいいかな、施行者が信頼を欠くものであるよという話を、文章を書くことが、事業を進める上で何の得があるのかが僕はちょっと理解が出来ませんし、市民の不安をいわずらにあおるだけだと思いますので、この文言は削除すべきだと僕は思います。

◎吉井詩子委員長

上村委員。

○上村和生委員

これも先ほど、世古委員のほうからもありましたように、前文でありますので、背景含めて説明しという訳ですから、特に私たちとしては問題ないというふうに理解しています。

◎吉井詩子委員長

いいですか。

他に発言ありませんか。

中村委員。

○中村功委員

先ほど野崎委員から指摘ありますが、私もこの文で別に違和感は全然ないと、そのように感じております。前文については現状、言うて、この後の2番につながる部分なのかなど、そんなようなところでもありますので、私はこの提案どおりでいいのかなと感じています。

◎吉井詩子委員長

他に御発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

では、御発言もないようですので、以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

野崎委員。

○野崎隆太委員

はい、この附帯決議に対して反対の立場で討論をさせていただきます。この部分は、先ほどの前文の質問でさせていただいたところも含めてですね、基本的にこの二転三転するのは基本的に民間の話ですので、ある意味どのような条件を提示するのも、ある意味では自由でもありまして、当然その新型コロナウイルスの影響というのを我々は真摯に受け止めるべきだと思っております。また、その説明は事業者から十分にあったと思っております。そういった意味でですね、背景をもう少し考えて、この信頼性を欠くというところの文章に関しては考慮すべきだと思っておりますし、またもう一点、1番の拠点施設機能の費用対効果についてというところも、これ基本的には、ハローワークが行う雇用の機能を1か所に集約することですね、文章が入ってることはこれも文言として言葉としておかしいというふうに思っております。また、雇用の機能を1か所に集約するという話であれば、商工労政課の労政部門も行かれるべきですし、そういったことからですね、あまり、もう少し文章の精査が必要だと思っておりますので、この附帯決議には反対をさせていただきます。

◎吉井詩子委員長

他にありませんか。

はい、楠木委員。

○楠木宏彦委員

私はこの補正予算そのものには反対をさせてもらいましたけれども、今この委員会の

意思として可決すべきというふうなことになっております。それで、ここに書かれてる内容につきまして、私が何か指摘してきていることについても触れていただいておりますので、この内容については全く、もう可決してしまった以上ですね、これ、この附帯決議をすることは問題はないと思いますので賛成をさせていただきます。

◎吉井詩子委員長  
中村委員。

○中村功委員

私も、賛成の立場で討論に参加したいと思います。先ほどから、野崎委員も文言で一字一句言うておりますが、私は先ほども申しましたが、全体的な文章の流れ、全て内容については当然というのか、適切な表現だとそのように感じておりますので、これでぜひ賛同していきたいと、そのように考えております。

◎吉井詩子委員長  
他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

他に発言もないようですので、以上で討論を終わります。

ただいまから採決を行います。議案第 160 号に対し、御手元に配付の附帯決議案を付すことに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

◎吉井詩子委員長

はい、ありがとうございます。

起立多数と認めます。よって、議案第 160 号に、御手元に配付の附帯決議案を付すことに決定いたしました。

以上で付託案件の審査は全て終了しました。

お諮りいたします。委員長報告文の作成については、正副委員長に御一任願いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

以上で御審査いただきます案件の審査は終わりましたので、これをもちまして教育民生委員会を閉会いたします。

閉会 午前11時28分

上記署名する。

令和 2 年12月18日



委 員 長

委 員

委 員